		日号外	ページ
一五六	保険業法第百八十五条第一項の免許に関する件	一七	二
一五七	内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	一八	一
一五八	内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件	一八	二
	四　○内閣府、経済産業省		
	租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件の一部を改正する件	一九	二
	五　○宮内庁		
	宜仁親王殿下が薨去された件	一〇	二
	六		
	故宜仁親王の喪儀を行わせられる期日、場所及び墓所を定められた件	一一	三
	七		
	天皇皇后両陛下は沖縄県へ行幸啓になる件	一六	一
	○公正取引委員会、消費者庁		
	三		
	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	二四 140	一
	○国家公安委員会		
	二二		
	ダンス教授講習機関の名称の変更の届出があった件	四	二
	ダンス教授試験機関の名称の変更の届出があった件	四	二
	二三		
	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	五	二
	二四		
	駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	五	三
	二五		
	普通自転車の型式認定番号を指定した件	五	三
	二六		
	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件	五	三
	二七		
	有限会社航空保安警備教育システムから代表者の変更の届出があった件	五	三
	二八		
	道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件	二七 145	四
	二九		
	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	三〇 146	二五
	三〇　○金融庁		
	社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件	六	二
	金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件	一三	一
	三一		
	保険業法第二百九条の規定による届出に関する件	二〇	一
	三二		
	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	二〇 138	二五
	三三		
	保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件	二〇 138	二八
	三四		
	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件	二〇 138	二九
	四〇		
	金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件	二五	二
	○消費者庁		
	三		
	適格消費者団体を公示する件	五	三
	○消費者庁、経済産業省		
	一		
	特定商取引に関する法律第二十七条の四第一項の規定に基づき、公益社団法人日本訪問販売協会から定款の変更の届出があった件	一三 133	一
	○総務省		
	二〇三		
	政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件	五	四
	二〇四		
	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件の一部を改正する件	六	二
	二〇五		
	本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件	九	二
	二〇六		
	周波数割当計画の一部を変更する件	一〇	二
	二〇七		
	電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件	一〇	二
	二〇八—特定国外派遣組織を指定する件		
	二一一		
	小売物価統計調査の調査地域を定める件の一部を改正する件	一一	三
	二一二		
	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示する件	一八	二
	二一三—特定国外派遣組織を指定する件		
	二一五		
	電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件	二〇	一
		二四 140	三